

各地方農政局長
各都道府県知事
内閣府沖縄総合事務局長
一般社団法人全国農業会議所会長

} 殿

(農林水産省) 農村振興局長

農地を養殖池に一時転用する場合における農地転用許可の取扱いについて

養殖を目的として水田を養殖池に転用する際、その対象となる水田が、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する場合など通常の農地転用が認められない場合には、一時転用について許可を受けることにより養殖池に転用することが可能であるが、一時転用が認められる期間は、3年以内に限定しているところである。

他方、水田の養殖池への転用は、その区画形質の変更が軽微であれば、比較的容易に復田することも可能であると考えられ、また、水田を利用した養殖については、農業と一体的に取り組み、地域の主要な産業として確立されている場合があり、水田の機能の保全、渇水時における農業用水の供給機能の発揮、地域産業の発展に伴う農業者の所得増大といった地域の農業振興に資する効果が期待できると考えられる。

このため、優良農地を確保しつつ、地域の農業振興と調和のとれた養殖の事業を円滑に促進する観点から、農地を養殖池とする場合における一時転用について、下記のとおり取り扱うこととしたので、次の通知によるほか、下記事項に御留意の上、農地転用許可制度の適切かつ円滑な運用について特段の御配慮をお願いする。

(なお、このことについて、貴管内の農業委員会及び農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項に規定する指定市町村の長に対しては、貴職から通知願いたい。)

- 農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）
- 「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）
- 農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）

記

1 養殖池に一時転用する場合における許可申請の取扱い

農地を養殖池（これに附帯して設置される給排水施設その他の養殖施設であって、当該養殖池の利用及び保全に必要不可欠なものを含む。以下同じ。）に一時転用するため、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可（以下「転用許可」という。）に係る申請があった場合において、当該申請の内容が次の全てに該当する場合は、当該申請に係る転用の期間（以下「一時転用期間」という。）が3年を超える場合であっても、転用許可の対象とすることができるものとする。

(1) 当該転用の目的が、農地を養殖池に一時転用して、内水面における水産動植物の養殖の事業を行うものであること。

(2) 一時転用期間が10年以内であること。

(3) 養殖池とするために施工する工事が、必要最小限のものであり、かつ、簡易な土地の掘削又は盛土等容易に農地に復元し得る程度のものであること。

なお、この場合、コンクリートの打設等を行うことは、容易に農地に復元し得る程度の工事であるとは認められない。

(4) 当該申請に係る事業者が、次に掲げる事項を内容とする協定（以下「協定」という。）を市町村と締結し、又は締結することが確実に認められること。

なお、具体的な協定事項については、別添協定例を参照されたい。

ア 養殖池の利用及び管理に関する事項

イ 周辺農地等の農業上の利用の確保に関する事項

ウ 地域の農業との関わりに関する事項

エ 養殖池の利用の廃止及び原状回復に関する事項

オ その他必要な事項

(5) 「人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱」（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官通知）第2の人・農地プランにおいて、当該申請に係る土地について、地域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者に対し権利の移転又は設定を行うことが具体的に計画されていないこと。

(6) 当該申請に係る事業者が農地法第51条第1項各号のいずれにも該当していないこと。

2 転用許可に付ける条件

都道府県知事又は指定市町村の長は、1の申請に係る転用許可をするに当たっては、原則として、次の条件（以下「許可条件」という。）を付けるものとする。

(1) 申請書に記載された事業計画に従って養殖の事業の用に供すること。

(2) 養殖池とするために施工する工事について、次に該当するときは、遅滞なく、その旨を報告すること。

ア 当該工事に着工したとき、及び当該工事が完了したとき。

イ 当該工事の施工内容を変更しようとするとき。

ウ 当該工事の施工を停止し、又は中止しようとするとき。

(3) 毎年度、当該転用許可に係る土地の利用状況（当該土地の周辺の農地に係る営農条件に支障が生じた場合における当該支障の内容を含む。）を、定期的に報告すること。

(4) 申請書に記載された事業計画を変更し、又は当該土地における養殖の事業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を報告すること。

(5) 当該転用許可に係る一時転用期間が満了した場合（当該土地について再度3による

転用許可を受けた場合を除く。)又は当該土地における養殖の事業を廃止する場合には、速やかに農地として利用できる状態に復元すること。

3 一時転用期間の満了後における再許可

都道府県知事又は指定市町村の長は、2の転用許可に係る土地について、当該転用許可に係る一時転用期間の満了に伴い、その満了後に引き続き養殖池として利用することにつき改めて転用許可に係る申請があった場合は、再度転用許可を行うことができるものとする。

4 その他

- (1) 都道府県知事又は指定市町村の長は、許可条件に基づく報告に疑義がある場合その他必要な場合には、養殖池への一時転用に係る土地及びその周辺農地の利用状況等について、事業者에게報告を求め、又は自ら現地調査を行うものとする。
- (2) 都道府県知事又は指定市町村の長は、(1)の報告又は調査により、許可条件に違反する等改善が必要な状況が認められた場合は、事業者と協定を締結している市町村と連携し、当該事業者に対し、速やかに必要な措置を講ずるよう指導するものとする。
- (3) 農業委員会は、農地パトロール等の際に、養殖池への一時転用に係る土地及びその周辺の農地の利用状況等について確認し、許可条件に違反する等改善が必要な状況が認められた場合は、事業者と協定を締結している市町村と連携し、当該事業者に対し、必要な指導を行うとともに、当該土地について転用許可に係る権限を有する都道府県知事又は指定市町村の長に、速やかに報告するものとする。

(別添)

協定例

〇〇〇市(以下「甲」という。)と△△△〔養殖業を営む者の氏名又は名称〕(以下「乙」という。)は、乙が、農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可(以下「転用許可」という。)を受けて水田を一時的に転用し、□□□〔養殖水産動植物の名称〕を育成する養殖池として利用するに当たり、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、〇〇〇市内において、水田を活用して□□□の養殖を行うことが盛んな農村地域が存在し、□□□の養殖を振興することが当該地域の活性化に有益であることに鑑み、乙が養殖池(これに附帯して設置される給排水施設その他の養殖施設であって、当該養殖池の利用及び保全に必要な不可欠なものを含む。以下同じ。)に転用した土地の適切な利用を確保するとともに、その養殖の事業が地域農業の振興に資するものとなるために必要な事項を定め、優良農地の確保を図りつつ、農業の健全な発展と調和のとれた養殖の促進を図ることを目的とする。

(協定の区域)

第2条 この協定は、〇〇〇市内の水田の区域であって、乙が、一時的に農地以外の土地とするために転用許可(以下「一時転用許可」という。)を受け、この協定を締結した日以後に養殖池に転用した土地の区域とする。

(養殖池の利用及び管理)

第3条 乙は、一時転用許可に係る事業計画に従い、当該養殖池を原状回復し、水田として利用することに重大な支障を生ずることがないように、十分な注意を払って養殖池の利用及び管理を行うものとする。

2 乙が前項の注意を怠ったことその他の乙の過失により、当該養殖池について、水田として利用することに重大な支障を生ずることとなった場合には、乙は、改修その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 甲は、乙が、前項の措置を講ずることが見込まれない場合は、必要な措置を講ずべき旨を勧告するものとする。

(周辺農地等の農業上の利用の確保)

第4条 乙は、養殖池の周辺の農地及び農業用施設(以下「周辺農地等」という。)の農業上の利用に支障を生ずることがないように、次の措置を講ずるものとする。

(1) 農業用排水施設の管理者の承諾がある場合を除き、飼育用水を当該農業用排水施設に排出しないこと。

(2) 飼料又は餌料の使用に当たり、周辺農地等に汚染を引き起こさないよう、十分な注意を払うものとし、必要に応じ、適切な防除措置を講ずること。

(3) 養殖する水産動植物の病気の発生等に伴い水産用医薬品を使用する場合には、当該

医薬品ごとに定められた用法及び用量並びに休薬期間を遵守するとともに、拡散防止に十分な注意を払い、必要に応じ、適切な防除措置を講ずること。

- 2 乙は、前項の措置にもかかわらず、万一、有害化学物質の混入事故や周辺農地等への汚染が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲に対し、その状況を報告するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、現地調査を行い、適切に対応がなされていないと認めるときは、乙に対し、直ちに必要な措置を講ずべき旨を勧告するものとする。

第5条 甲は、第3条第1項及び第2項並びに前条第1項及び第2項に規定する事項を乙が遵守しないことその他乙の責に帰すべき事由により周辺農地等の農業上の利用に重大な支障を生じたものと認めた場合には、乙に対し、速やかに必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

(地域の農業との関わりに関する事項)

第6条 乙は、養殖池が所在する集落(以下単に「集落」という。)において深刻な農業用水の不足が生じた場合には、甲又は集落の代表者の求めに応じ、乙の養殖の事業に支障のない範囲において、水の融通その他の集落における渇水対策に協力するものとする。

- 2 乙は、甲又は集落の代表者から、集落における話し合いへの参加、集落の取決めに基づく活動への協力を求められた場合には、その求めに応じるよう、努めるものとする。
- 3 甲は、乙と集落の構成員との間に紛争その他の問題が生じた場合に、乙又は当該構成員の求めに応じ、その解決に向けた調整を行うよう、努めるものとする。

第7条 乙は、養殖業の振興を目的とする活動を行うに当たっては、地域の農産物の普及宣伝を行う場を設ける等対応し得る範囲において、地域農業の振興に資するよう、配慮するものとする。

- 2 甲は、乙に対し、前項の配慮に必要となる情報の提供、企画の提案、助言その他の援助を行うものとする。

(養殖池の利用の廃止及び原状回復に関する事項)

第8条 乙は、その一時転用許可に係る期間が満了する前に、廃止する養殖池がある場合には、速やかに甲及び〇〇市農業委員会にその旨を報告し、当該農業委員会の指示に従い、原状回復するものとする。

- 2 乙が、前項の規定による農業委員会の指示に従わず、当該指示に係る期限までに原状回復を行わなかった場合において、必要と認めるときは、甲が、乙に代わって原状回復その他当該土地の農業上の利用に必要な措置を講ずるものとし、その費用は、乙が負担するものとする。

第9条 甲は、第3条第3項、第4条第3項又は第5条の勧告に係る措置を講ずることが見込まれないと認めるときは、乙に対し、これらの勧告に係る養殖池の利用の廃止を勧

告するものとする。

2 前項の規定により乙が当該養殖池の利用を廃止する場合には、前条の規定を準用する。

(協議)

第 10 条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、乙が使用及び収益することを目的とする権利を有している養殖池について、その利用を全て廃止し、かつ、原状回復したことを甲が確認した日までとする。

この協定の証として、本書〇通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

××年××月××日

甲 住所 ○○○市×××丁目×××番地
○○○市長 ×× ××
乙 住所 ○○○市×××丁目×××番地
△△△

注：この協定例は、標準的な参考例であるので、実際の協定の締結に当たっては、立地条件、養殖水産動植物の種類等地域の実情に応じて、適宜修正を加えて差し支えない。